

自主返納、運転経歴証明書の制度案内

1 運転免許の自主返納手続き

加齢による身体機能の低下などの理由から、運転免許の返納（取消）を
ご本人が希望する場合は、公安委員会に申請することで運転免許を返納（取消）することができます。

なお、運転免許の自主返納手続きが受理された場合は、以後車等の運転
ができませんのでご注意ください。

2 運転経歴証明書

(1) 交付申請

運転経歴証明書は、

○運転免許証を自主的に返納した方は、自主返納後5年以内

○自主返納をしていない方は、運転免許証の更新を受けずに失効し、
その失効日から5年以内（停止取消処分を受けずに免許を失効させた
方は申請できません）

であれば、運転経歴証明書の申請をすることができます。

また、現住所が高知県内であれば、高知県以外で自主返納をした方や、
県外住所のまま運転免許証を失効した方も高知県で運転経歴証明書の申請
ができます。

(2) 再交付申請

運転経歴証明書を紛失、汚損又は破損した場合のほか、顔写真を変更し
たい等の理由での再交付もできます。

(3) マイナ経歴証明書

希望者は、マイナ経歴証明書を作ることができます。（別途手数料がかか
ります）詳しくは、お問い合わせください。

**運転経歴証明書は、運転免許証に代わる公的な本人確認書類
（身分証明書）として利用できます。**

- ① **有効期限がなく、更新手続きの必要はありません。**
- ② **住所変更等記載事項の変更ができます。**
- ③ **紛失等の際は、再交付の申請もできます。**



運転免許の返納手続きのお問い合わせ先
吾川郡いの町枝川200番地 運転免許センター免許係
電話（088）893-6001
（電話対応時間・・平日8時30分～17時15分）